

# 日本プロポケットビリヤード連盟 規約

- 第 1 条 本会は日本・プロポケットビリヤード連盟（英文名 JAPAN PROFESSIONALPOCKET BILLIARD ASSOCIATION 略称 J P B A）と称する。
- 第 2 条 1. 本会は、本部事務局を石川県野々市市押野 6 丁目 182 に置く。  
2. 本会は、総会の議決を経て、従たる事務局を置くことができる。
- 第 3 条 本会は、支部を設けることができる。
- 第 4 条 本会は、ポケットビリヤード界の健全なる発展と向上を目指し、会員の社会的、経済的地位の向上を図ることを目的とする。
- 第 5 条 本会は、人格品位を備えたポケットビリヤードの技術優秀な者及び指導育成に優秀な者、これらを支持する後援者で組織する。
- 第 6 条 本会は、第 4 条の目的を達成するために次の諸事業を行う。  
(1) 各種競技の研究及び指導  
(2) 各種競技会の企画、運営及び参加  
(3) 後援団体に対する協力  
(4) その他必要と認められた事業
- 第 7 条 本会の正会員は、次の通りとする。  
正会員資格検定試験に合格し保持しプロ選手として常時諸活動し得る個人。
- 第 8 条 1. 本会に正会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。  
2. 正会員入会申込者に対する資格検定試験は、毎年 6 月と 12 月に行う。  
3. トーナメントプロ資格認定試験に合格した者は、6 月中と 12 月中は本会が主管主催する試合にはアマチュア扱いとして出場可能だが、JAPA 及び NBA が主催主管するアマチュアの試合には出場が出来ない。正会員として正式な入会は 7 月 1 日と 1 月 1 日とする。  
4. レッスンプロ資格認定試験に合格した者は、本会が主管主催するオープン戦に、アマチュア（最上級）として出場可能とする。但し JAPA 及び NBA が主催主管するアマチュアの試合には出場が出来ない。
- 第 9 条 本会の入会金は次のとおりとする。  
(1) 男子正会員トーナメントプロ 5 万円  
(2) 女子正会員及び男子・女子レッスンプロ 3 万円
- 第 10 条 1. 正会員月会費は別に定める細則のとおりとし、毎月末日までに翌月分を本会に納めるものとする。  
2. シニア会員 シニア会員とは 20 年以上在籍し、尚且つ満 60 歳になった方。月会費を 3 千円とする。尚、シニア会員は正会員とする。（本人の申し出により理事会で承認が必要）  
3. プロ入会通算 30 年を経過した選手の会費は 31 年目より半額とする。
- 第 11 条 1. 撞友会会員 20 年以上正会員として在籍し、本会に功労のあった会員で現役を退き、尚且つ満 60 歳以上で、理事長が推薦し理事会において承認された個人。  
2. 撞友会会員は、総会に出席できるが、定足数の計算の対象とせず、議決権を有しない。  
3. 撞友会会員は、入会金及び月会費を納めることを要しない。  
4. 撞友会会員は、現役に復帰することは自由とする。  
この場合は居住する地区の支部長に申し入れ、支部長は理事会の判断を仰ぐものとする。但し、現役に復帰するには、公序良俗に反しない事を条件とする。  
5. 旧、特別会員、名誉会員は撞友会員に繰り入れる。  
6. 撞友会会員リストは、毎年内容を確認し更新する。
- 第 12 条 (1) 賛助会員は、本会を理解し支持する個人又は法人。  
(2) 賛助会員の年会費は別に定める細則のとおりとする。
- 第 13 条 1. 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。  
(1) 退会したとき  
(2) 禁治産宣言若しくは準禁治産宣言又は破産の宣告を受け若しくは和議の申立てを行ったとき  
(3) 死亡若しくは失踪宣言を受け、又は法人である会員が解散したとき  
(4) 除名されたとき  
(5) 正会員が JPBA 以外の別のビリヤードプロ団体を立ち上げた場合（プロ組織に該当した場合）  
(6) 正会員が JPBA 以外の別のポケットビリヤードプロ団体に選手登録及び理事や役員に相当する地位に就任した場合  
2. 会員が会費を滞納したときは、会員資格を停止する。（JPBA 主催主管の試合には出場出来ない）滞納がある場合は、速やかに支部長から本人へ納入指示を行い、速やかに納入しなければならない。  
3. 会費を一ヶ月以上滞納した者で、納入の督促を受け、これにより何らかの適切な処置を取らない会員は退会処分の対象とし、三ヶ月以上滞納した者は退会処分とする。

- 第14条 正会員は本会对し、次のことを報告する義務を負う。
- (1) メーカー及び業者との契約（専属契約、コーチ契約等）及び契約解除
  - (2) J P B A 関連以外の試合に出場すること
  - (3) 海外試合に出場すること
  - (4) 海外試合の結果報告
  - (5) エキジビションを行うこと
  - (6) テレビ、ラジオに出演すること
  - (7) 雑誌等に掲載され、又は、雑誌等に原稿出講したこと
- ※上記(2,3,5,6,7)に出場、出演、掲載される場合は、JPBA ワッペンを上半身正面に着用する。
- 第15条 正会員が次の一に該当する時は休会することができる。
- (1) 三ヶ月以上の入院又は自宅療養の必要があり医師の診断書を提出した者
  - (2) 六ヶ月以上海外に出張又は滞在する者
  - (3) その他の理由により、本人より休会の申請が出された場合、理事会で検討する
  - (4) 海外で継続して長期間に渡り活躍する選手は現地のプロ組織の承認が得られたらその国の所属選手として移籍を認める。(但し、一年ごとの更新とする)
- 移籍期間はJPBAに月会費を納めることを要しない  
又、移籍選手は帰国後JPBAに復帰した時点より月会費が発生するものとする
- 第16条
1. 正会員は本会を自由に退会することができる。
  2. 正会員が退会するときは、退会する一ヶ月前までに理事長に退会届を提出しなければならない。
  3. 本会を退会する者は、退会と同時に認定書及びエンブレム、ワッペンを返納しなければならない。  
又、返納出来ない場合は、紛失誓約書を理事長宛に提出しなければならない。
- 第17条
1. 本会を退会した者は退会后一年を経過した後、本会へ再入会の申込みをすることができる。  
第8条及び第9条の規定は、再入会の場合も準用する。
  2. 会費滞納により退会処分となった者は、滞納金全額を納入した後でなければ入会の申込みをすることができない。
  3. 前号の規定に基づく退会処分を除く他の理由で退会処分となった者、通算して2回以上退会した者の再入会については、理事会の承認を要する。
  4. 除名処分された者は再入会を認めない。
- 第18条
1. 本会は規約、細則、規則その他本会の定める規則に違反し、本会に損害を与え、本会の内外を問わず犯罪とみなされる行為をし、又は、本会の名誉を傷つけるなど本会の会員としてふさわしくない行為をした者に対し、理事会の決定により次の処分をすることができる。
    - (1) 出場停止 会員としての活動を一定期間停止し、別に定める反則金を本部に納める
    - (2) 退会勧告 本会から退会するように本会が勧告する
    - (3) 退会処分 本会から退会を命ずる
    - (4) 除名 本会から除名する
- 第19条 会員を除名するときは、本会は理事会開催の一週間前までに当該等会員に対してその旨を通知し、理事会において弁明する機会を与えなければならない。
- 第20条
1. 出場停止期間中の会員、又は、退会処分若しくは除名された者は、本会が主催又は公認する試合へ出場することはできない。
  2. 正会員は、出場停止期間中の会員、又は退会処分若しくは除名された者が企画、主催、主管、運営又は選手として出場する試合に出場することはできない。但し、海外のトーナメントは除く。
  3. 本会を退会した者は、退会后一年間公式戦に出場できない。
  4. 本会を退会した者は、退会后一カ年を経過すればアマチュア連盟承認のもとアマチュアの資格を得ることができる。※NBAに退会リストを提出し、情報共有の上管理運営をお願いする。
- 第21条 本会は、本会の諸事業に特に功労があった者に対して理事会の議決を経て表彰することができる。
- 第22条 本会には次の理事を置く。
- |          |      |
|----------|------|
| (1) 理事長  | 1名   |
| (2) 副理事長 | 2名以内 |
| (3) 理事   | 7名以内 |
| (4) 会計監査 | 2名以内 |
- 第23条
1. 理事長は本会を統括する。
  2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長の職務を行う。
  3. 副理事長が、理事長の職務を行う順位は、予め理事長が指定した順位により行う。
- 第24条
1. 理事及び会計監査は、推薦（自薦、他薦）を受けたうえで理事会案を作り総会に提出する。
  2. 理事は互選により理事長、副理事長を選任する。

- 第 25 条 1. 理事及び会計監査の任期を二ヵ年と定め、再選は妨げないものとする。  
2. 理事又は会計監査が欠け、理事又は会計監査を補欠選挙した時は当該理事又は会計監査の任期は前任者の残存期間とする。  
3. 本会の経理会計担当者は、六ヵ年以内と定める。
- 第 26 条 1. 理事が次の各号の一に該当する時は、理事会出席理事の 4 分の 3 以上の議決により理事を解任することができる。  
(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき  
(2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があると認められるとき  
2. 理事のリコール  
会員は会員総数の三分の一の署名をもって理事のリコール動議を理事長に提出できる。  
理事長はリコール動議の提出を受取後 10 日以内に臨時総会召集の案内を出さなければならない。  
臨時総会は会員の過半数の出席をもって成立する。  
理事長のリコールは会員総数の過半数（委任状を含む）の賛成をもって成立する。
- 第 27 条 1. 本会に、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。  
2. 名誉会長は理事会の推薦により理事長が委託する。  
3. 顧問、相談役に関する事項は、別に定める。
- 第 28 条 総会は、第 7 条の正会員をもって組織する。
- 第 29 条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を審議する。  
(1) 予算の議決及び決算の承認に関する事項  
(2) この規約の制定、変更に関する事項  
(3) 理事会において総会に付することを相当と認めた事項
- 第 30 条 本会の総会は定時総会と臨時総会とに分ち、定時総会は年一回開催する。  
何らかの理由により総会の招集が難しい場合は、電子メールなどによる開催とし決議する事が出来る。  
臨時総会は必要ある場合に随時これを開く。
- 第 31 条 1. 総会は、理事長が招集する。  
2. 総会を招集するには、総会の日時、場所及び会議の目的たる事項を事前に正会員に通知しなければならない。
- 第 32 条 1. 総会の議長は、理事長が行う。理事長が議長を行うことが出来ないときは、あらかじめ理事長が指名した順により副理事長がこれを行う。  
2. 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 33 条 理事会は理事をもって組織する。
- 第 34 条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を審議する。  
(1) 理事の選任に関する事項  
(2) この規約に基づき定めある細則、規則その他の定めに関する事項  
(3) この規約の規定により、理事会に付することを要する事項  
(4) 総会において理事会に委任した事項
- 第 35 条 理事会は必要に応じて理事長がこれを招集する。
- 第 36 条 1. 理事会の議長は、理事長が行う。  
理事長が議長を行うことができないときは、予め理事長が指名した順により副理事長がこれを行う。  
2. 理事会の議事は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ審議し、又は議決することはできない。  
3. 理事会の議事は、この規約の別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 37 条 1. 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 1 2 月 3 1 日に終わる。  
2. 本会の会計と支部の会計とは別途のものとする。  
支部会計担当者は本部会計担当者を補佐する。
- 第 38 条 本会の経費は、会費、入会金、事業収入、寄付金その他の収入をもって支弁する。
- 第 39 条 1. 本会の資産は、理事長が管理する。  
2. 収支決算は理事長が作成し、理事会及び総会の承認を受けなければならない。
- 第 40 条 1. 会計監査は、本会の経理及び財産の状況を監査する。  
2. 会計監査は、前項の監査にあたり不正の事実を発見したときは、これを理事会又は総会に報告しなければならない。
- 第 41 条 1. 本会の事務を処理するため、理事会承認のもと事務所を置く。  
2. 事務所の職員は、理事長が任免する。  
3. 事務所の職員は、有給とする。
- 第 42 条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納帳
- (3) 諸事業の記録簿

第43条 1. 第3条に基づき支部を設置するときは、支部に支部長を置く。  
2. 支部長は支部を管理し、本部総会にて予算と決算収支報告を提出し財産を管理する必要がある。

第44条 1. この規約に定めのない事項については、本会は、細則、規則その他の定めをすることができる。  
2. 競技会に出場、又は出席する場合もしくは集会に出席する場合、本会が会員の服装を指定する場合と自由とする場合がある。その詳細は服装コードとして別に定める。

第45条 この規約は、理事会において出席理事の3分の2以上の賛成をもって発議し、総会において出席した正会員の3分の2以上の賛成をもって議決しなければならない。

#### 付 則

この規約は1988年5月1日より実施する。

(1992年1月一部補則改定)

(1993年1月一部改訂)

(1994年3月一部改訂)

(1997年1月一部改訂)

(2000年1月一部改訂)

(2002年2月一部改訂)

この改正規約は、2002年3月1日から施行する。

(2006年1月一部改定)

(2007年1月一部改正)

(2010年1月一部改正)

(2015年6月一部改正)

2015年3月18日 総会承認にて一部改正 ※トーナメント規約と併せて遵守ください。

2020年4月10日 総会承認にて一部改正

2021年3月19日 総会承認にて一部改正